

(9) 「大阪府私立学校の設置者の変更の認可に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>1・1-2 (略)</p> <p><u>2 資格</u></p> <p><u>学校等の設置者の変更認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</u></p> <p><u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条及び第 130 条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であつて、当該行為が判明した日から起算して 5 年を経過していないもの</u></p> <p><u>3 申請手続及び標準処理期間</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この基準は、平成 30 年 1 月 12 日から施行する。ただし、2 の資格に関する規定は、同年 5 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2 この基準は、施行日以降、新たに申請される学校等の設置者の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている学校等の設置者の変更認可の審査については、なお従前の例による。</u></p>	<p>1・1-2 (略)</p> <p><u>2 申請手続及び標準処理期間</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附則 (略)</p>